



CHI-BA+KUN
千葉県許諾第 A2522-5号

千葉聴覚障害者センター [情報提供施設] 機関紙 令和7年9月号 No. 54

発行責任者: 植野圭哉
発行: 社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会

〒260-0022 千葉県千葉市中央区神明町 204-12
TEL.043-308-6372 FAX.043-308-5562
E-mail: chibadeaf@chibadeaf.or.jp
http://www.chibadeaf.or.jp/

ふさ房総

手話施策推進法が公布・施行されました

手話施策推進法は2025年6月25日に公布・施行されました。同法律には、

- ①手話の習得や使用に関する合理的配慮が適切に行われる環境の整備
- ②手話文化の保存、発展
- ③国民の理解を深める

など、規定されており、手話言語に言及した法律制定としては我が国史上初となります。



本法律制定は「手話は命」という合言葉をもとに、全日本ろうあ連盟が全国の関係団体と共に15年の歳月をかけた運動を積み重ねた結実と言えます。

手話言語法制定に賛同して様々な動きがありました。「手話を広める知事の会」「手話言語市区長会」と首長による組織が結成、各自治体で手話言語条例や情報コミュニケーション条例が採択され、「手話言語法制定を求める意見書」が全自治体議会で採択されるなど大きなねりが全国展開し、当事者の手話言語に対する強い思いは、国を動かし新法制定への大きな原動力となりました。

平成4年制定された「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」と共に今般の「手話施策推進法」により、長年の願いであった「情報コミュニケーション」と「手話言語」の二つの柱である新法が実現しました。

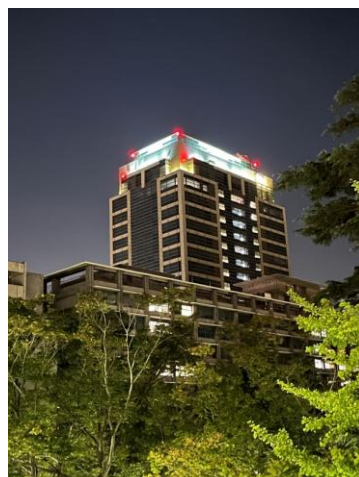
今後この法律を実効性のあるものにするために、行政や企業団体などへの働きかけ、理解を広げる取り組みが必要です。

9月23日は
「手話言語の国際デー」

全日本ろうあ連盟では、今年も「手話言語をブルーライトで輝かせよう」市民・地域・社会をひとつにチャレンジプロジェクト2025への参加を呼びかけています。

2024年は、47都道府県371自治体513箇所にてブルーライトアップが行われました。

「手話言語の国際デー」は、2017年12月19日に国連総会で決議されました。



昨年、千葉県庁本庁舎屋上ブルーライトアップの様子

